

令和 6 年度大磯町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度大磯町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 359,277 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,898,769 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

大磯町長 池田 東一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
11 地方交付税	
	1 地方交付税
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
17 財産収入	
	1 財産運用収入
18 寄附金	
	1 寄附金
19 繰入金	
	2 基金繰入金
21 諸収入	
	4 受託事業収入
22 町債	
	1 町債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,580,000	267,882	1,847,882
1,580,000	267,882	1,847,882
1,620,030	96,454	1,716,484
1,050,122	10,305	1,039,817
564,483	106,759	671,242
832,948	11,266	821,682
533,614	2,503	536,117
225,105	13,769	211,336
107,710	4,542	112,252
23,376	4,542	27,918
30,155	22,900	53,055
30,155	22,900	53,055
939,716	30,159	909,557
914,816	30,159	884,657
398,584	10,976	387,608
107,485	10,976	96,509
365,800	19,900	385,700
365,800	19,900	385,700
12,539,492	359,277	12,898,769

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
	7 地域協働費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
	2 清掃費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	2 道路橋りょう費
	4 都市計画費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費
	2 公共土木施設災害復旧費
13 諸支出金	1 土地開発基金費
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,892,988	331,332	2,224,320
1,384,035	326,477	1,710,512
123,020	3,289	126,309
170,264	1,566	171,830
4,305,888	121,281	4,427,169
2,663,956	133,676	2,797,632
1,641,832	12,395	1,629,437
1,279,737	19,811	1,259,926
413,505	4,603	418,108
866,232	24,414	841,818
106,586	1,208	107,794
99,053	1,200	100,253
6,968	8	6,976
189,312	0	189,312
189,312	0	189,312
1,889,084	59,970	1,829,114
381,593	0	381,593
1,042,434	59,970	982,464
630,986	2,199	628,787
630,986	2,199	628,787
1,254,000	12,775	1,241,225
339,843	3,414	343,257
334,684	4,041	330,643
191,299	12,226	179,073
201,183	78	201,261
72,300	0	72,300
10,600	0	10,600
61,100	0	61,100
172	211	383
172	211	383
12,539,492	359,277	12,898,769

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	第3次低所得世帯支援給付金給付事業	109,254
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	38,199

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
新庁舎整備事業 (事業者選定アドバイザー業務委託料)	令和6年度から令和7年度まで	33,176
令和7年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕	令和6年度から令和7年度まで	令和7年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕にかかる金額

第4表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園施設更新事業	50,800	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
農業用施設災害復旧	6,500	同上	同上	同上
道路橋りょう施設災害復旧	50,000	同上	同上	同上
計	107,300			

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	補正後	41,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものによる。た だし、町財政の都 合により据置期間 及び償還期間を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
	補正前	70,000	同 上	同 上	同 上
明治記念大磯邸園整備 事業	補正後	35,600	同 上	同 上	同 上
	補正前	94,000	同 上	同 上	同 上
計	補正後	76,600			
	補正前	164,000			